

## 神奈川県と物品購入等の取引のある業者の皆様へ（重要なお知らせ）

神奈川県では、不適正経理処理を根絶させるため、平成22年4月から次の再発防止策を実施します。実施にあたっては、業者の皆様のお事務の簡素化や契約の公正性、透明性の確保にも配慮しておりますので、ご理解とご協力をお願いします。

平成22年4月

神奈川県

### I 職員の働きかけに対する県への通報窓口の設置について（業者通報ホットライン）

業者の皆様が、県職員から不適正な経理処理への協力を働きかけられた場合に、通報していただく県庁の専用窓口を設置します。通報は、専用電話のほか、電子メールでも受け付けます。

通報があった場合は、専門の組織（特別会計検査チーム。平成22年7月設置予定）が調査を行い、事実が確認できれば該当所属に是正させます。通報者の秘密は守られます。

電話 045-681-5015（受付日時は、開庁日の9時から～17時15分まで）

電子メールアドレス [gyousyatuuhou@pref.kanagawa.jp](mailto:gyousyatuuhou@pref.kanagawa.jp)

（電話、メールアドレスとも、平成22年4月12日月曜日から利用できる予定です。）

### II 県の不適正経理に関与した業者への指名停止措置について

県職員からの求めに応じて不適正経理に関わった県の競争入札参加資格者に対し、指名停止措置を行います。対象となる不適正経理は「預け金」と「差し替え」を原則とし、平成22年4月1日以降にこれらの不適正経理に関わった場合に指名停止措置の対象とします。

不適正経理の未然防止がねらいであり、自ら通報していただいたことにより防止できた場合には、指名停止措置は行いません。関与してしまう前に、是非通報をお願いします。

### III 物品等発注方法（随意契約）の改善

#### 【重要】

○ 改善の対象となる取引は、物品の購入及び印刷の請負で、金額は本庁と出先機関によって異なります。

その他の工事、業務委託等には、この改善は適用されません。

発注者が本庁機関の場合：物品購入 = 10万円未満

印刷の請負 = 同上

発注者が出先機関の場合：物品購入 = 160万円以下

印刷の請負 = 100万円以下

（物品によっては、10万円以上でも  
随意契約を適用する場合があります。）

○ 「かながわ方式」による競争入札については、従前のおりどおりで、変更はありません。

#### 1 随意契約における見積書提出依頼

随意契約で物品の購入又は印刷の請負契約を行う場合には、見積合せに参加いただく業者の方々に、購入する品目・規格・数量、納期等の契約条件を記載した「見積書提出依頼書」をファックス、電子メール等で送付します。

## 2 見積書のファックス等による受付

見積書を提出していただくときは、持参又は送付による他、ファックス、電子メールでも受け付けます。（ただし、契約を決定した方には、別途、書面の見積書を提出していただきます。また、提出者全員に、初めから従来どおり代表者印を押印した書面を提出していただくこともあります。）

## 3 見積合せの結果の報告

見積合せの結果は、契約を決定した方以外の見積書提出者にもお知らせします。

## 4 発注書を発行して契約を締結

見積合せ（一者から見積書を取る場合を含む。）の結果、契約者と決定した方には、「発注書」を交付して契約を締結します。発注書には、神奈川県庁の発注全体を通じて、固有の番号を付します。契約締結にあたり契約書を作成する場合には、「発注書」は交付しません。

## 5 提出書類へのあて名と発行（提出）年月日の記載の徹底

県機関に提出する、見積書、納品書、請求書には、必ず、あて名と発行（提出）年月日をご自分で記載していただきますようお願いいたします。

### <業者の皆様へ県からのお願い>

- ① 県から見積書提出依頼があったときは、できる限り提出にご協力ください。また、見積書を提出しない（見積合せに不参加）場合には、その旨を依頼機関までお知らせください。
- ② 取引を希望しない県機関から見積書提出依頼があったときは、「今後は、依頼は不要」である旨を、依頼機関までお知らせください。
- ③ 取引を希望する県機関がある場合には、その旨を当該機関に申し込んでください。
- ④ 見積書提出依頼書や発注書には、発注条件等重要な事項が記載されています。見積書提出後や発注に応諾した後は、見積合せ参加辞退や契約の辞退は、原則として認められませんので、よく読んで内容を正確に把握した上で、対応してください。
- ⑤ 見積書提出依頼書には必ず納期を記載します。契約後納期内に納品されなかった場合には契約違反になりますので、納期からみて履行不可能な見積書提出依頼は、辞退してください。特に、「3月中納品」を条件に受注したにもかかわらず、納品が4月になる場合には、県として納期の延期は認められませんので、ご留意ください。（次の【県との取引に関するミニ知識】1及び2を参照してください。）

### 【県との取引に関するミニ知識】

#### 1 会計年度を超える契約に対する制約

県の会計年度は4月から翌年3月末日までの1年間なので、3月までに締結した契約の履行（納品）や検査を4月に行うことは、例外を除き県にとって法令違反になります。（例外：事故繰越し）

#### 2 契約解除と指名停止措置

受注者の事情で契約納期どおりに履行できない場合には遅延損害金を支払って延納が可能ですが、年度を超える延納は上記1によりできないので、そのような場合には県としては契約不履行により契約を解除せざるを得ません。さらに、契約違反を事由として指名停止措置を行うこともあり得ます。

#### 3 県の支払期限

県は、法律の規定で、特別の定めをしない限り、契約の相手方が代金の支払請求をした日から15日以内に代金を支払わなければなりません。県の支払期日を明確にするためにも、請求書への発行日付の記入が重要です。

問い合わせ先 業者ホットラインに関すること 会計局指導課検査第一グループ 電話 045-210-6742  
指名停止措置に関すること 会計局調達課資格審査グループ 電話 045-210-6721  
物品等発注方法に関すること 会計局指導課財務指導第二グループ 電話 045-210-6738